

1. 議事日程

[平成28年第2回安芸高田市議会臨時会第1日目]

平成28年 7月19日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の選挙
- 追加日程第1 議席の一部変更
- 日程第4 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
- 追加日程第2 予算決算常任委員の失職について
- 追加日程第3 議会広報特別委員の辞職許可について
- 追加日程第4 議会広報特別委員一名の選任について
- 追加日程第5 議会改革特別委員の失職について
- 追加日程第6 市長の出張旅費に関する事務検査特別委員の辞職許可について
- 追加日程第7 発議第5号 安芸高田市議会における綱紀粛正に関する決議について

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

1番 玉重輝吉 2番 玉井直子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(なし)

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	外 輪 勇 三	事務局 次 長	森 岡 雅 昭
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	専 門 員	大 足 龍 利

○青原副議長 おはようございます。
開会前ですが、皆さんにお願いをいたしたいと思います。
本臨時会は、議長不在により、新たに議長を選んでもいただくための会議です。議長が選挙されるまでの間、副議長が議長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○青原副議長 ただいまの出席議員は17名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
まず、議員の閉会中の辞職許可について報告を行います。  
山本優議員から、平成28年7月11日をもって、議員を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、同日付で許可をいたしました。  
そのほかの報告につきましては、議会事務局長より報告をいたさせます。

外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について2件の報告がありました。  
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。  
第3点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について1件の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○青原副議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○青原副議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番玉重輝吉君、及び2番 玉井直子さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○青原副議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長

おはようございます。

平成28年第2回臨時会の運営につきまして、7月11日及び本日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。

本臨時会に付議されます案件は、議長の選挙及び芸北広域環境施設組合議会議員の選挙の2件でございます。

発議第5号「安芸高田市議会における綱紀粛正に関する決議について」は、追加日程で上程し、提案理由説明後、採決を行うよういたします。

以上、報告を終わります。

○青原副議長

お諮りをいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○青原副議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議長の選挙

○青原副議長

日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○青原副議長

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。指名については、私において指名することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

○青原副議長

異議なしと認めます。よって、私において指名することに決しました。議長に、藤井昌之君を指名いたします。

お諮りします。ただいま私において指名いたしました藤井昌之君が議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○青原副議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤井昌之君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました藤井昌之君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

議長の就任の挨拶をお願いいたします。御登壇願います。

○藤井議長

皆さんおはようございます。

ただいま、議長選挙におきまして三たび目の議長として当選をさせていただきました。議員の皆様方に対し、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

このたびの議長選挙におきましては、任期満了の11月末までという短い期間でございます。本来であれば、立候補制という形での選挙になるわけでございますが、先に行われました全員協議会の中での協議におきまして、皆様方から残りわずかな期間の中で、立候補制という選挙はどうであろうかということで、議員全員一致での推薦ということを決定し、その中でただいま指名推選をいただきましたように私が当選をさせていただきました。

残りわずかな期間でございますが、皆様も御承知のとおり、今市民の議会に対する不信感等が募っているわけでございます。この市民の信頼回復に対する役割が私の責務だと、このように深く自覚をしているところでございます。

さらに、来月8月におきましては、広島県市議会議長会の北部3市議員研修会が行われます。この北部3市の研修会につきましては、安芸高田市が幹事市となって、三次市、庄原市の議員の皆さんをお迎えするというホスト的な役割があるわけでございます。この北部3市の研修会がスムーズに実りある研修会であるということの運営をしっかりとさせていただきますと、このように思っております。

また、安芸高田市の議会の正常化、そして議会運営の正常化ということもいち早く取り組みをしなければいけないと、このように思っている次第でございます。

しかしながら、限られた期間でございます。この目的を達成できると思っております。しかしながら、これからの安芸高田市の将来、とりわけこの11月には任期満了に伴う議会選挙があるわけでございます。その後も議会運営が正常にでき、市民の負託に応えていける議会であるということの道筋をこのたびしっかりとできるような取り組みをさせていただきますと、このように思っております。

私一人ではできないのは当然でございます。議員の皆様方の御理解、御協力を賜りながら、しっかりとこの職責を全うしてまいりたい。私の人生の総仕上げとしてもしっかりと取り組んでまいりたい所存でございますので、どうか議員の皆様におかれましても、重ねて御理解と御協力を賜りますこと、お願いを申し上げます。私の議長当選に対する御挨拶とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○青原副議長

これで、私の職務は終了いたしました。よって議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

お諮りいたします。この際、「議席の一部変更」の件を日程に追加したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、この際「議席の一部変更」の件を日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議席の一部変更

○藤井議長 追加日程第1「議席の一部変更」を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、15番を18番と指定し、そのほかの議席については、ただいま着席のとおりといたします。

暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

○藤井議長 日程第4「芸北広域環境施設組合議会議員の選挙」を議題といたします。

このたび、芸北広域環境施設組合議会の議員に1名の欠員がありますので、組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

芸北広域環境施設組合議会議員に、私藤井昌之を指名いたします。

ただいま、議長が指名しました私藤井昌之を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私藤井昌之が芸北広域環境施設組合議会議員に当選いたしました。

なお、私が当選人でありますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知は省略いたします。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

先ほど、お手元に配付した一覧表のとおり、6件の日程を追加案件として、日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、一覧表の6件を日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 予算決算常任委員の失職について

○藤井議長 追加日程第2「予算決算常任委員の失職について」を議題といたします。

予算決算常任委員は、申し合わせにより議長を除く全議員で構成することとしております。

お諮りいたします。私が議長に就任いたしましたので、私が委員を失職することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、私は委員を失職となりました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3 議会広報特別委員の辞職許可について

○藤井議長 追加日程第3「議会広報特別委員の辞職許可について」を議題といたします。

この件は、私のことですので、ここで副議長と交代いたします。暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原副議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

私の手元に藤井議長より、議会広報特別委員の辞職願が提出されております。この際、辞職願の朗読を省略いたします。

お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり、辞職を許可することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○青原副議長 異議なしと認めます。よって、藤井議長の議会広報特別委員の辞職は許可することに決定しました。

ここで、議長と交代をいたします。

暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

追加日程第4 議会広報特別委員一名の選任について

○藤井議長 追加日程第4「議会広報特別委員一名の選任について」を議題といたします。

委員一名の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、熊高昌三君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました熊高昌三君を議会広報特別委員に選任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第5 議会改革特別委員の失職について

○藤井議長 追加日程第5「議会改革特別委員の失職について」を議題といたします。

議会改革特別委員は、委員会設置の際、議長を除く全議員で構成することで議決しております。

お諮りいたします。私が議長に就任いたしましたので、私が議会改革特別委員会の委員を失職することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、私は議会改革特別委員会の委員を失職となりました。

ここで、10時35分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会改革特別委員会の正副委員長互選の結果が通知されていますので、御報告いたします。

議会改革特別委員会委員長に、先川和幸君。同副委員長に熊高昌三君でございます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第6 市長の出張旅費に関する事務検査特別委員の辞職許可について

○藤井議長 追加日程第6「市長の出張旅費に関する事務検査特別委員の辞職許可について」を議題といたします。

この件は、私のことですので、ここで副議長と交代いたします。暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原副議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

私の手元に藤井議長より、市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の委員の辞職願が提出されております。この際、辞職願の朗読は省略したいと思います。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞職を許可することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○青原副議長 異議なしと認めます。よって、藤井議長の市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の委員の辞職は許可することに決しました。

ここで、議長と交代をいたします。

暫時、休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

お諮りいたします。市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会につきましては、その検査対象、検査の内容について、特別な性質を要しており、また予定する事務検査も中間報告後の執行部の改善事項を監視するのみとなっておりますことから、委員の選任は行わず、その定数を6名から5名にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、市長の出張旅費に関する事務検査特別委員の定数は、5名とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第7 発議第5号 安芸高田市議会における綱紀粛正に関する決議について

○藤井議長 追加日程第7、発議第5号「安芸高田市議会における綱紀粛正に関する決議について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 児玉史則君。

○児玉議員 発議第5号「安芸高田市議会における綱紀粛正に関する決議について」、提案理由を申し上げます。

このたびの同僚議員が行った行為につきましては、一議員の問題としてではなく、議会全体の姿勢が問われるものであります。私たち議員は、このことを重大に受けとめ、市民の皆様にも市議会としておわびを申し上げますとともに、二度とこのような行為が繰り返されることのないよう、公人としての責任と自覚を再確認し、速やかに市民の信頼を回復することを目指すものであります。

以上のことを決議いただきますよう提案いたします。

何とぞ、議員の皆様のお理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第5号「安芸高田市議会における綱紀粛正に関する決議について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これにて、平成28年第2回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員